

## 松山市「タブレット活用のルール」(小学生用)

令和3年3月1日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、松山市は、『タブレット活用のルール』を定めました。全校児童でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

### 1 もくじき 目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

### 2 タブレットを使うときに注意すること

- 無くしたり、盗まれたり、落としてこわしたり、水に濡らしたりしないように十分に気をつけます。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- タブレットの使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかり洗いましょう。
- 水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしないようにします。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- タブレットの画面は、指、または、専用ペンを使うようにします。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、磁石をひつけるなどは絶対にしません。

### 3 学校で使う場合

- 学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- 休み時間や放課後に使う時、先生が認めたこと以外に使いません。

### 4 家庭で使う場合

- 「学習用タブレット等貸出申請書」で申請をして認められた人だけが、先生の許可を得て、家庭に持ち帰ることができます。
- 使用する時間は家人とよく話し合い、長時間使用せず、細かく休憩しながら使います。
- 就寝する30分前は使いません。
- 自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。
- 家庭以外の場所では使用しません。
- 登下校中は、タブレットをカバンから出しません。
- カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。

### 5 ほかん 保管

- 学校での保管は、先生の指示をよく聞きます。下校前には、各教室の充電保管庫に入れます。
- 家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

## 6 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。

## 7 安全な使用

- ・インターネットは正しく使えば学習を広げ深めたり生活を便利にしたりすることができますが、中にはあやしいサイトもあります。安全に使えるよう、インターネットにはフィルタリングがかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生や家人に知らせます。

## 8 個人情報等

- ・自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号、メールアドレスなど)はインターネット上に絶対に上げません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

## 9 カメラでの撮影

- ・学校では、先生が許可した時以外カメラは使いません。
- ・カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

## 10 データの保存

- ・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。
- ・タブレットの中にデータをたくさんため込まないように、ワンドライブに保存するように心掛けます。  
※ワンドライブとは、「松山市が契約しているインターネット上のファイルの保存場所」のことです。

## 11 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置などのタブレットの設定は、勝手に変えません。

## 12 不具合や故障

- ・学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- ・タブレットを故意または重大な過失により破損・紛失した場合は、保険の対象外となり、修理費用等を負担してもらう場合があります。
- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時はすぐに学校に連絡します。

## 13 使用の制限

- ・松山市「タブレット活用のルール」が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。